

与那原町立教育施設における電話機通話録音機能の運用に関する要綱をここに定める。

令和8年9月17日

与那原町教育委員会教育長 垣花 英正

与那原町教育委員会要綱第3号

与那原町立教育施設における電話機通話録音機能の運用に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、教育施設における業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、町民サービスの向上、犯罪の防止及び職員への不当要求行為等を排除することを目的として、通話録音機能を有する電話機が設定された教育施設の電話機の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育施設 与那原町立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 録音機能 通話中に手動で通話内容を録音し、及び記録することのできる電話機の機能をいう。
- (3) 通話記録 録音機能により記録された音声、通話日時、通話時間、通話当事者の電話番号等の電磁的記録及び当該通話記録を保存した電磁的記録媒体をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 録音機能の適正な運用に関する事務を行うため、教育施設において録音機能管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、校長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、録音機能の運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、録音機能管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

(設置の公表)

第4条 管理責任者及び管理取扱者は、録音機能を有する電話機の設置状況、利用目的、運用方法等について、教育施設のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び与那原町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年与那原町条例第6号。以下「条例」という。）を遵守し、録音機能の運用に関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者及び管理取扱者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者及び管理取扱者は、通話記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(録音機能の使用及び事前告知)

第6条 教育施設は、電話受付時に自動音声により通話録音をする場合がある旨を事前告知するものとする。

- 2 職員は、前項の告知後、通話内容の正確性等を期すため、次の各号のいずれかに該当するときは、録音機能を使用することができる。
 - (1) 脅迫、恐喝等に該当する場合又はそのおそれがある場合
 - (2) 訴訟その他トラブルに発展するおそれがある場合
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守ると認められる場合
 - (4) 前3号に定めるもののほか、録音機能を使用することが教育施設における業務上必要と認められる場合
- 3 録音機能の使用に関し相手方への事前告知は、第1項の自動音声による事前告知をもって行う。

- 4 職員は、第2項の規定により録音機能を使用したときは、速やかにその内容を管理責任者及び管理取扱者に報告しなければならない。

(通話記録の保存及び廃棄)

第7条 通話記録の保存期間は、当該録音し、及び記録された日から14日間とする。ただし、管理責任者が第1条に規定する目的を達成するために特に必要があると認める場合、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合は、この限りでない。

- 2 通話記録は、記録された時の状態で保存し、加工してはならない。
- 3 第1項に規定する保存期間を経過した通話記録は、手動により消去を行うものとする。
- 4 通話記録は、原則として複製してはならない。ただし、管理責任者が第1条に規定する目的を達成するために特に必要があると認める場合、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により複製した通話記録は、その目的が達成されるなど、保有する必要がなくなった場合は、速やかに廃棄しなければならない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第8条 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法第69条第2項に基づく場合その他法令に基づく場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、又は提供しようとするときは、法及び条例の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第9条 通話記録に係る個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、法及び条例の規定によるものとする。

(苦情の処理)

第 10 条 管理責任者は、録音機能の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、録音機能の運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。